

玖珠町本人通知制度事前登録申込書

令和 年 月 日

玖珠町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱の規定に基づき、次のとおり登録を申込みます。

◎ 登録（通知）申込者

氏名	フリガナ	生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	通知対象	<input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 戸籍票 <input type="checkbox"/> 附票	宛名番号
住所						
連絡先	自宅	携帯				

◎ 登録申込者と住民票が同一世帯である方で、登録を希望される方は下記にご記入ください。

氏名	フリガナ	生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	通知対象	<input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 戸籍票 <input type="checkbox"/> 附票	宛名番号
氏名	フリガナ	生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	通知対象	<input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 戸籍票 <input type="checkbox"/> 附票	宛名番号
氏名	フリガナ	生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	通知対象	<input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 戸籍票 <input type="checkbox"/> 附票	宛名番号
氏名	フリガナ	生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	通知対象	<input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 戸籍票 <input type="checkbox"/> 附票	宛名番号

◎ 代理人による申請のときは次の欄も記入してください。

氏名	フリガナ	生年月日	
		年 月 日	
住所		連絡先	

注：次の書類を提出し、又は提示してください。

- (1) 申込者が本人であることを証明する書類（個人番号カード、旅券、運転免許証等）
- (2) 法定代理人による申込みの場合、併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本・資格証明書等）
- (3) 代理人による申込みの場合は、当該代理人の本人確認書類及び委任状

..... 以下の欄は町職員が記入します。

登録日	令和 年 月 日	世帯番号	
受付	住基	申込者の区分及び確認事項	
名簿	戸籍	<input type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> 個人番号カード
		<input type="checkbox"/> 法定代理人	<input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 運転免許証
		<input type="checkbox"/> その他の代理人	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本等 <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ()
			備考 登録済No. _____

本人通知制度について

- 1 本人通知制度は、この申込みにより登録した人（以下「登録者」という。）に係る住民票の写し等を第三者（本人等の代理人、本人等以外の者）に交付した場合、交付した事実について通知する制度です。
「本人等」とは、「本人や本人の家族等」をいいます。
 - ◎住民票関係では、本人、本人と同一世帯の方をいいます。
 - ◎戸籍関係では、本人、配偶者、同じ戸籍に記載されている方又は直系の尊属若しくは卑属をいいます。

 - 2 第三者に登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、登録者又は法定代理人に「玖珠町住民票の写し等交付通知書」（以下「通知書」という。）を送付します。

 - 3 通知書では、次の事項をお知らせします。
 - ◎ 交付年月日
 - ◎ 交付した住民票の写し等の種別及び通数（又は件数）
 - ◎ 交付請求者の種別（本人等の代理人や本人等以外の者）
 - ※ 交付請求者の氏名、住所を通知することはできません。

なお、玖珠町個人情報保護法施行条例の規定に基づき、本人等から個人情報開示請求を行うことができます。

ただし、開示請求が認められた場合においても規定に基づき、氏名など公開できない場合がありますのであらかじめご了承ください。

 - 4 登録有効期間は定めてはいませんが、次の場合は登録の廃止となります。
 - (1) 登録の廃止の届出があったとき。
 - (2) 登録の内容に変更が生じ、当該届出をしなければならなくなった日から3月を経過しても変更の届出がないとき。
 - (3) 通知書が返戻され、かつ返戻の日から3月を経過しても変更の届出がないとき。
 - (4) 当該登録者の住民票の写し等の交付が、保存期間の経過によりされることがなくなったとき。
 - (5) 登録者が死亡し、又は失踪宣告を受けたことを知ったとき。
 - (6) 登録者の居住地が判明せず、調査の上、住民票を職権で消除したとき。
 - (7) 虚偽の申込みによる登録があったことを知ったとき。
 - (8) その他町長が特に登録を廃止する必要があると認めたとき。
- ※ 登録内容（氏名、本籍、住所等）に変更があった場合は、必ず登録内容の変更届を提出してください。提出しないと第三者等に交付した場合に、お知らせできない、通知書が届かない等が考えられます。また、登録廃止の対象となりますので、ご注意ください。